

～企業のための～

# 外国人材 “共働” WebJournal



## 【外国人材 法律のポイント】 栃木県弁護士会

### 第2回 技能実習と特定技能の違い

今回は、特定技能と技能実習の違いについて取り上げます。技能実習と特定技能は、趣旨も制度も異なった在留資格ですが、その違いについて十分に理解されていないと思われることから、このテーマを取り上げることにしました。

技能実習は、日本の技術を海外に移転することを目的にした在留資格です。いわゆる途上国の外国人が、日本の技術を働きながら学び、技能実習終了後に母国で習得した技術を広めることを目的としています。

特定技能は、特定の専門産業分野について相当程度の知識または経験を有する外国人が日本で就労するための在留資格です。

つまり、技能実習は、働くことではなく技術を習得することに目的があることに対し、特定技能は働くこと自体に目的があります。そして、両者の在留資格は、目的が違うことから、その制度や手続きにも違いがあります。以下、特徴的な違いについて説明をします。

技能実習は、技術を学ぶことに目的があることから、受け入れに際して技能実習計画を作成し、計画に沿った技能実習を行い、実施状況等について報告をする義務があります。これに対し、特定技能は、就労についての計画の作成に義務はありません（生活支援計画の作成は義務づけられています。）。

技能実習は、監理団体の設置が法律上義務付けられていますが、特定技能は、監理団体のような団体の設置義務はなく、登録支援機関に生活支援を委任することができます。監理団体は、技能実習の監督等を行います。登録支援機関は、外国人労働者の生活支援をすることに留まります。

こうした違いは、技能実習の目的が技術の習得であることから、実習の実態がもっぱら就労とならないために、監督官庁の監督下に置く必要があることから生じているものです。

～企業のための～

# 外国人材 “共働” WebJournal



## 【外国人材 法律のポイント】 栃木県弁護士会

両者は、転職についての制限も異なります。技能実習は、原則的に転職の自由はなく、実習の実施が困難になるなどの極めて例外的な事情がある場合に技能実習生の救済のため転職が認められるのに対し、特定技能は、同一業務等の制限はあるものの、転職の自由があります（ただし、特定技能の転職の自由については、かなり厳格な要件が定められています。）。

両者とも労働関係法の適用があり、その規制を受けますが、技能実習は、さらに技能実習法の規制を受けます。例えば、パスポート・在留カードを預かることは、法律上禁止され、違反には刑事罰があります。この技能実習に対する規制は、技能実習の受け入れが人手不足の解消のための潜脱行為として行われてきた実態があり、これまで様々なトラブルが発生してきてきたことから定められたものです。

以上のとおり、技能実習と特定技能は、その制度趣旨が異なることから、手続においても異なる点があります。しかし、そもそも技能実習自体が、外国人労働者の受入を要求する中小企業の要望に応えるために新設された制度であることから、制度の建前と本音の間に乖離があるため、数々のトラブルが発生している現状があります。技能実習に対する正確な理解と共に、制度の抜本的な見直しも求められています。

栃木県弁護士会

深見 愛一郎